

監 査 公 表

静岡市監査公表第9号

地方自治法第252条の38第6項の規定により、静岡市教育委員会から措置を講じた旨の通知があったので、これを公表する。

平成29年10月31日

静岡市監査委員	村 松 眞
同	杉 原 賢 一
同	亀 澤 敏 之
同	中 山 道 晴

記

平成27年度包括外部監査（学校教育に関する事務の執行について）

1 中山間地域学校PTA校外教育支援事業補助金[学校教育課]

（1）補助対象事業としての適切性について

【指摘事項】

中山間地域に所在する学校が校外教育活動を行う際には、中山間地域に所在しない学校と比べ、多額の交通費が必要となることがある。そこで、それを理由に校外教育活動が行われないことがないように、補助金を交付し、中山間地域における教育の振興に寄与するというのが、この補助金交付の趣旨である。

しかし、この趣旨からすると、中山間地域の学校でも、中山間地域以外の学校でも、同様な交通費を要する事業について、これを補助の対象とすることは、適切ではないと考える。また、このような事業について、中山間地域の学校にのみ、補助金を支出することは、公平性の観点からも問題がある。補助金の交付の趣旨を踏まえて、補助対象事業の定義を再考すべきであると考える。

【措置の状況】

中山間地域の学校は、現状においても交通条件及び地理的条件に恵まれず、通学や校外教育活動の実施などが困難な状況にあります。その地域間格差を是正し、市街地の学校と同様、必要とされる教育機会を確保することを目的に、保護者の負担する交通費の一部を補助しています。

近年では、さらに児童生徒数が減少しているなか、地域学校間の交流活動や、職業体験・郷土教育等、教育内容のさらなる充実が求められており、校外教育活動にかかるバス借上げ等の保護者の経済的な負担は、市街地にある学校と比べ大きくなっています。

指摘の内容について検討した結果、上記の理由から引き続き当該事業を継続

することとしました。

(2) 補助金交付先の公平性について

【指摘事項】

この補助金の交付先は、中山間地域の学校が対象となっているが、市の面積が拡大している現状においては、中山間地域という視点だけではなく、新たに検討すべき地域が生じているのではないかと考えられる。

このような点を考慮し、より多くの幼稚園、小中学校に「地理的条件による学習活動の制限緩和を図る」機会を与えることが出来るように、補助の対象校について、見直しを行う必要があると考える。

【措置の状況】

指摘事項にある旧蒲原町、旧由比町に所在する学校で、市街化区域外の学校における校外教育活動の実態を確認したところ、バスの借り上げをせず、公共交通機関を利用しておらず、その費用は市街地に所在する学校と比較しても、過度な負担となっている額ではありませんでした。

当該補助金の対象校については、交通条件に恵まれない地域に所在する学校を対象としていることから、指摘事項にある対象校の見直しについては行わないこととしました。